

第16回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 37号 非農地証明願いについて

日程第4 報告第 38号 農地改良の受理の報告について

日程第5 報告第 39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第 40号 農地法第18条の規定による報告について

日程第7 議案第 48号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第 49号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第9 議案第 50号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第 51号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

(農地中間管理事業)

議 長

農作業も周りを見渡してみるとほぼ終わりました、少し前の新聞に山形県が数量日本1と出ておりましたが、管内の飯豊町ではいかがでしょうか。後からの全員協議会の中で、農協の〇〇〇の方から少し話があると思いますが、手放して喜べないのが、米価が下がったことでありまして、また、国の内部に目を向けて見ますと、安倍内閣の在任期間を菅内閣が継いで、任期満了で岸田新総裁が誕生し、また最短で衆議院が解散し、今月の末に選挙に向けて、新しい政府がどのような活動をするのか、農政についても先が見えない不安なことがあり、かなり大変と思っている所であります。

緊急事態宣言が解除ということで、首都圏でもコロナの新規感染者が相当少なくなってきました。飲食店が開放することで、更に増えるのではないかと心配されるわけですが、町内では、つい最近であります、老舗の旅館が廃業したということで、コロナの影響ばかりとはいえませんが、少なからず影響はあったと思うところで、残念な思いをしている所であります。これから冬に向かって、後片付け、冬囲いなど、いろんな準備があると思いますが、緊急事態宣言が解除されたということで、少しずつ、農業委員会としても、地域の経済を回していくことも考えていかなければならないと、地元の老舗旅館の方を見て、そう思った所でありました。今日の会議では、忘年会、研修旅行等の問題があるかと思いますが、その辺も含めながら、みなさんで考えて頂ければ嬉しい方と思った所であります。

それでは、ただいまより第16回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、4番手塚房夫委員、5番木村朝子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第37号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

非農地証明願いについて報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字小松沢一 2608-1 はじめ 58 筆	
地目地積	田 46 筆畑 15 筆で 7,881.43 m ²		

場所につきましては、飯豊町役場から西へ直線して5km。小白川山中の中になる農地

です。詳細の場所については、位置図を添付しております。非農地となった事由ですが、昭和63年度頃から耕作しておらず、原野と判断できるためです。10月4日、地元農業委員である〇〇〇と現地案内人の〇〇〇の案内のもと現地確認を行いました。〇〇〇の方からは、昭和45年頃から耕作されていないと伺いました。その他につきましても、〇〇〇より報告を頂ければと思います。以上報告といたします。

議長 それでは、〇〇〇より、現地確認の報告をお願い致します。

〇〇〇 10月4日、〇〇〇のお世話になりました、行ってきたところでございます。以前、〇〇〇も行かれたということでありましたが、その時よりも前に進むことができませんで、前は田畑のようなものが見えた話がありましたが、その確認もできませんでした。間違いなく、耕作は無理だと判断してまいりました。以上でございます。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第38号「農地改良の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字新屋敷 1714 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,771.95 ㎡	

飯豊町役場から南に2.5km、〇〇〇南側の位置にある農地であります。位置図、案内図、土地利用計画図を添付しておりますので、ご覧ください。農地改良を必要とする事由は、田を畑地化するためであります。工事期間は令和3年10月20日から令和4年5月30日で行います。施工は、〇〇〇、工事の概要は50cmほどの嵩上げをしたのち、表土を再利用します。断面図、土砂搬入経路図を添付しております。被害防除対策ですが、各項目、影響のないように対策を講じます。工事完了後は、牧草地として利用する計画であります。施工にあたっては、記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出しております。9月15日、地元農業委員であり〇〇〇と現地確認を行いました。以上、報告といたします。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第5報告第39号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野補佐 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
----	-----	-----	-----

	届出地	椿字上椿 3628-4 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 1 筆で 9,135 m ²	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字日渡三 748-1 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 14 筆畑 1 筆で 20,094 m ²	

1 番 2 番の案件は相続によるものであり、あっせん等の希望はありません。以上、報告致します。

議長

報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第 6 報告第 40 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野補佐

農地法第 18 条の規定による報告について報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字清水 3642-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,836 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字清水 3633-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,432 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字清水 3633-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,000 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字清水 3641-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,400 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字清水 3641-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,837 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字山崎 3782 はじめ 2 筆	

	地目地積	田 2 筆で 3,526 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字原尻 3758	
	地目地積	田 1 筆で 5,000 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4744	
	地目地積	畑 1 筆で 2,900 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字東小山 3405	
	地目地積	田 1 筆で 5,698 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字東小山 3405	
	地目地積	田 1 筆で 4,057 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	松原字町南 1797 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,652 m ²	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町 579-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,509 m ²	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字馬場 2835-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 961 m ²	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字新山 2196-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,040 m ²	
15 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原 3121-1	

	地目地積	田 1 筆で 1,129 m ²	
16 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字兀ノ下一 960-14	
	地目地積	畑 1 筆で 2,006 m ²	
17 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字下田 2837-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 693 m ²	

以上、報告致します。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野補佐 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2121-2 はじめ 23 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 2 筆で 33,179 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3676-4 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 6,748 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 3153 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 14 筆畑 4 筆で 25,670 m ²	
4 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 3178	
	地目地積	田 1 筆で 2,960 m ²	

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に、当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。それでは、1 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。

〇〇〇委員

〇〇〇 1番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇、親子関係の使用貸借の更新ですので、何ら問題ないと考えております。宜しくお願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって1番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって、承認することに決定しましたので、ご報告いたします。それでは、その他に議案について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇委員

〇〇〇 2番の案件ですが、先ほど事務局からあったように、年金に関する更新となります。今まで何ら問題なく、今後も問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 他にございませんか。〇〇〇委員

〇〇〇 3番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係でして、更新でありますので、何ら問題ないと思われまます。4番も同じで、相続の手続き中なので、何ら問題ないと思われまます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇馬場 2835-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 961 m ²	

申請内容は、自動車整備会社の駐車場用地を造成するための転用であり、賃借権の設定となります。申請地は、飯豊町役場から北に約 5 キロメートル、〇〇〇西側の位置にある農地でございます。詳細な場所については位置図、案内図でご確認ください。申請地については概ね 1.0 ha の広がりのある集团的農地に存在する第 1 種農地に区分されます。続いて転用の概要について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。詳細は、申請者は自動車整備業を営んでおりますが、事業拡大に伴い事業用地が手狭となり駐車場用地として造成していく計画であります。施設の所要面積については併用地 75 m²を含め 1,036 m²その内訳駐車場用地（大型車 5 台、普通自動車 9 台）349.5 m²、通路 646.5 m²の合計 1,036 m²、全面積の使用となります。工事着手は、転用許可後からで、令和 4 年 9 月 30 日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は 200 万円となっております。資金計画につきましては自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。賃借料につきましては、年 12 万円ということで、契約書の写しで確認しております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透となります。土地改良区との関係性ですが、土地改良事業施工地ではありますが、野川土地改良区と協議済みであり意見書をいただいております。

続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成 0.7 m、法面保護は L 字ブロックにて擁壁を設置、近傍農地、農業用排水施設等に及ぼす影響がないよう対策を講じてまいります。以上の内容について、10 月 11 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えない施設の拡張の場合は許可できるとされており、今回のケースは、既存の整備会社の面積 2,280.56 m²に対しまして、1/2 以内と判断されます。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇委員

〇〇〇 　　事務局と一緒に、現地確認をしてみました。住宅近くですが、汚水等の問題もなく、特に問題ないと考えましたので、皆さんの審議をお願い致します。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第50号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転1件となっております。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字清水 3633-1 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で 14,505㎡	

すべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇委員

〇〇〇 萩生の雇用促進住宅の東側に、野菜のハウス団地がありますが、そこに〇〇〇所有の農地があります。〇〇〇を含めて、数人の方に、農地を貸し付けているわけですが、樋口さんは昨年、体調を崩されて現在療養中でありまして、その農地を一括して〇〇〇に買い取って欲しいという運びになった訳です。〇〇〇については、農業をやりたい方を受け入れながら、トマト、いちご作りに一生懸命頑張っておられる企業でありますので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。日程第10議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事

農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理機構についてであります。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3782 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,526 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3758	
	地目地積	田 1 筆で 5,000 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3198	
	地目地積	田 1 筆で 1,091 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 1477-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 1,986 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大豆田 1109-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,326 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4744	
	地目地積	畑 1 筆で 5,645 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3405	
	地目地積	田 1 筆で 5,698 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3405	
	地目地積	田 1 筆で 4,057 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	松原字中野 1490 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,977 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町南 1775-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,697 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字町南 1797 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,652 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1866	
	地目地積	田 1 筆で 914 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字北原 1521-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,849 m ²	

以上でございます。

議長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 16 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 10 時 15 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年10月25日

議 長 _____

署名委員（4番） _____

署名委員（5番） _____